

## 地下上申絵図の『地下図』について

—『舊記細目』による若干の検討—

山 田 稔

はじめに

井上武兵衛、御両国の明細絵図を調へんと享保の比、当職へ申入て調たり、扱御国中を片端より一年に式三度も見廻也、絵師筆者など連て、処々の百姓ニも課役して式拾年程懸りて、山川岑谷道川海嶋人家岩木に至る迄写したり右の史料にも述べられているように、享保五年（一七二〇）から宝暦五年（一七五五）頃にかけて、藩府絵図方頭人井上武兵衛親明のもと、後に絵師有馬喜惣太を右腕に加え、防長両国にまたがる一大事業として作成されたのが「一制限明細絵図」——いわゆる「地下上申絵図」——である。

この史料群は「地下上申」<sup>①</sup>などと共に、維新後山口県庁へ引き継がれ、更に昭和五年山口県立山口図書館に移管され地下上申絵図の『地下図』<sup>②</sup>について（山田）

たのち、現在山口県文書館に所蔵され、防長の貴重な歴史地理史料として各方面の研究に資している。

ところで、「地下上申絵図」と一口にいつても、現在四種類・一、三二六の絵図が残されている。その四種類とは(1)地下図、(2)清図、(3)清図（副図）（以下「副図」と表記）(4)写図である。(1)の「地下図」は、各村の村役人から差出されたもの、(2)の「清図」は、「地下図」をもとに絵図方において浄書されたもの、(3)の「副図」は、清図が紛失または損失した場合に備えて絵図方で作成された予備や未完成のもの、(4)の「写図」は、昭和一三年に山口県史編纂所の監修で、清図（地下図の場合もある）を影写したものと、現行の分類整理もこれに基づいて行なわれている。

また、この絵図方の防長両国の村ごとの明細絵図を完成させる事業は、在地の村役人から「地下図」並びに隣村との「境目書」「石高由来書」（いわゆる「地下上申」）を提出させ、それらを土台にして絵図方において「清図」を作成するというしくみで行なわれた。「清図」は、統一され

た手法でえがかれており、山は薄墨色で山頂には△印をおき、尾根筋は白線を用いて立体的に表現され、田畠・屋敷地・道路・海川など明瞭に色別されている。また、村名・字名は胡粉で塗られた○枠の中に記入され、東西南北の方位も示されており、村境にはそれぞれ明確な説明がなされている。そして「清図」はすべて村型に切り抜かれ、村境に示される、いろは文字などによる合相<sup>あがひあひま</sup>（紋をつなぎ合わせると、一宰相または一支藩領の明細絵図が完成する）<sup>⑥</sup>（写真1）というわけである。

ところが、右に述べた絵図方の作業工程も「確定」されたものではないため、その実体については明らかでなく、「地下図」「清図」「副図」といった範疇自体、藩政時代に明確にされていたのか、また現存する絵図が正確に分類されているのか（絵図そのものには「地下図」「清図」「副図」などの記入はない）など不明瞭な点が多く残されたままになっているのである。だが、残念なことに、絵図方のこの事業に関する文書記録はほとんど残されておらず、残存する「地下上申絵図」及び「地下上申」そのものによって検討する以外手段がないことが、その究明を一層困難なものにしているのが実状といえよう。

しかしながら、先にもふれた様に、「地下上申絵図」は、維新後山口県庁に引き継がれたが、その際「地下上申」「関録」「風土注進案」その他藩政時代の重要文書と共に「旧記録」（もしくは「旧記図書類」と称され、同庁「旧記庫」に保管された<sup>⑦</sup>）そのため、この「旧記録」に関する目録がいくつか作成されているのである。そこで、それらの目録を手がかりにできないかと考え、ここではその中で最も古い明治一八年（一八八五）頃に作成された「舊記細目」（地下上申絵図・地下上申・風土注進案・土図の目録）を取り上げ、不明瞭なまま残された問題を究明する手始めとして、まずは「地下図」について若干の検討を加えてみることにした。

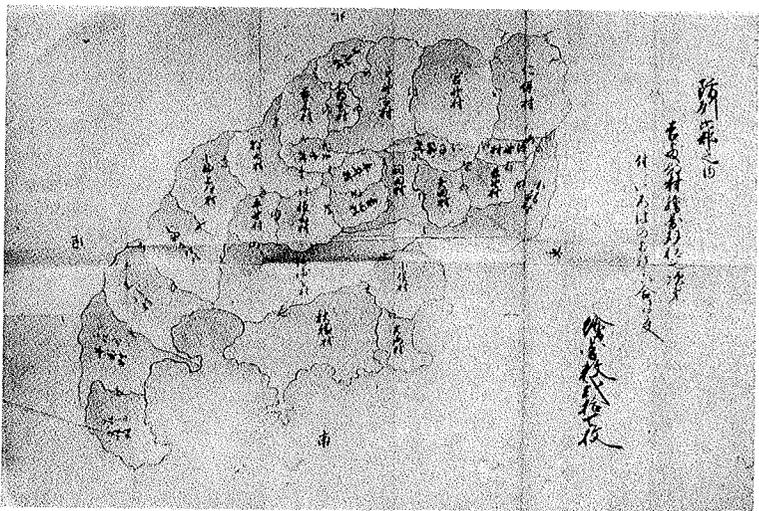


写真1 吉敷郡絵図相紋図

一 絵図方作成の「地下図」

この「舊記細目」の凡例部分を書き出してみると以下のようなになる。  
凡例

一 此細目ニ掲ケタル図書ハ、旧藩毛利氏絵図方頭人井上武兵衛親明、命ヲ奉シ防長両国一村限四隣ノ境目ヲ実地ニ就キテ検査シ、各村交互ニ異論ナキ所ヲ以、地下図境目書及石高由来書ヲ作ラシメ、庄屋畔頭等調印シ享保十一年ヨリ進達セシメタルモノニシテ、将来村界ノ確拠之ニ及フモノナシ

付清図ト称スルモノハ、地下図ヲ以絵図方ニ於テ精写シタルモノニシテ、地下図ノ闕タルハ清図ヲ以之ニ代ルモアリ

(以下省略)

この前半部分には、「地下図」や「境目書」「石高由来書」が藩命をうけた絵図方頭人井上武兵衛によって村役人から差出されたものであることが述べられているが、ここで問題とするのは付中後半の「地下図ノ闕タルハ清図ヲ以之ニ代ルモアリ」の部分である。

この意味を文字通り解釈すれば「地下図が欠けている(村の場合)、清図で代用されているものもある」となるであろう。では、これはいったい何を意味しているのだろうか。

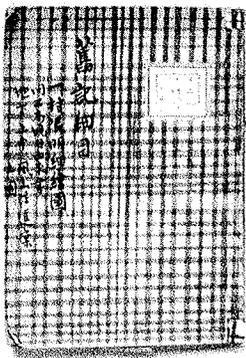


写真2 舊記細目

そこで、まずはこの疑問を念頭に置いた上で、現存する「地下図」を一点一点詳細に調べてみることにした。



写真3 岩国領長谷村地下図



写真4 岩国領長谷村清図

はたして、「地下図」といっても、村落中の山林・田畠・家・寺社・名勝・字名・道路・河沼や方位などが記入されている点では基本的に同じであるが、その大きさは区々で平均すると一・五m四方くらいだが、大きいものは畳四畳半大もあるものから小さいものは五〇cm四方くらいのものであり、また色彩の豊富なものとそうでないもの、村形に切抜いてあるものとそうでないものなど精粗の差がみられ、似かよったものが多いとはいえず、種々様々といえる。

しかしながら、その中でも明らかに他と様式の異なる「地下図」のグループを見出すことができた。それは岩国領長谷村地下図<sup>⑥</sup>にみられる一連のパターンのものである。これらの「地下図」は色彩の施し方こそ違い、あとの描写は清図とまったく同様で、かつ村形に切り抜いてあり、驚くことに清図と重ね合わせるとびたりと一致するのである。

さらに、長谷村地下図は裏に「隣村境目書<sup>⑦</sup>」が付されているが、その奥書には以下の様に記されている。

右当村明細之絵図調被仰付、私共隣村之堺目御案内仕参り掛御目候上、当村之絵図御面書之通被成御調、私共一覽被仰付、相違之所無御座、いづれも出入之所少も無御座、絵図之通ニ御座候、以上

寛延式巳

四月三日

藤谷村庄屋  
片山新兵衛  
長谷村刀祢  
喜右衛門  
同所同  
市郎左衛門

井上武兵衛様

右に述べられていることは「当村の明細絵図の作成を命じられたので、絵図方の役人を隣村との境界確認のため案内した。それをもとに絵図方で絵図を作成され、私共へ(境目書を含め)間違いがないか一とおりを通すようにとのこ

とであるのでそれを確認したが、相違のところはまったくなく境目争論も少しも起きず、絵図のとおりである」ということである。

また、同パターンの地下図のある奥阿武宰判蔵目喜村の「隣村境目書<sup>⑧</sup>」の奥書にも同様の内容で、

右此度明細絵図御調被成ニ付、隣村境委ク懸御目候上、絵図御調被成、私共一覽被仰付候処ニ、少しも相違之儀無御座候、尤隣村出入之所少しも無御座、前書之通御座候故、奥書仕差上申所如件

寛延四未七月三日

蔵目喜村庄や

佐々木宇右衛門(印)

(以下七名署名略)

井上武兵衛様

と記されており、また同村地下図<sup>⑨</sup>の裏書には

御表書絵図之通少しも相違無御座ニ付、印形仕差上申所如件

寛延四未七月三日

蔵目喜村庄や

佐々木宇右衛門(印)

(以下七名署名略)

井上武兵衛様

との記述がなされている。

以上のことからまとめると、このパターンの地下図は「絵図方が現地調査をもとに清図と同形式の絵図を作成し、それに村役人の確認を得たもの」と考えられるであろう。

だとすれば、このことにより従来考えられていた村役人から地下調製の絵図や境目書などを提出させ、それをもとに

絵図方で清図を作成するといったものとは異なる方式があるとの推測が成り立つであろう。

では次に、このパターンの地下図（以下「A図」と表記）について、宰判別に、差出年代によってその分布状況を調べてみたところ、結果は表1のようにあらわれた。

この表1から、以下のことが考えられるであろう。

- (1) 「地下図」の差出は、享保二年（一七二七）から宝暦三年（一七五三）にかけて行なわれている。
- (2) 差出年代によって全体をいくつかのグループに分けることができる。
- (3) A図は、寛保〜宝暦期といったいわば地下図差出の終期に集中している。
- (4) A図は、奥山代・前山代・奥阿武宰判・岩国領・徳山領など防長の周辺部宰判や支藩領にみられる。

これらのことから、絵図方の明細絵図完成事業は、各宰判一斉に行なわれたのではなく、各宰判もしくは各地方ごとに分けて段階的に実施されたものであり、山口・小郡・舟木・吉田・美祢といった山陽部の宰判が早く、両山代・奥阿武といった周辺部の宰判が終りに近いものであったといえよう。またこの事業が終わりに近づくにつれて、絵図方が現地調査をもとに清図と同形式の絵図を調製し、村役人の確認を得て差出させる形式の「地下図」が作成されていることから、絵図方の作業内容は時期によって変化がみられるといえよう。

なお、このA図が作成された理由としては、この絵図のみられる地域が境界争論が多発したり他藩と境界を接することなどから、地下図や境目書の作成・提出が容易ではなかったこと、また足掛け二十数年の長きにわたる事業のため藩の財政的問題や、この事業の目的である防長両国の村ごとの境界を明確にし、多発する境界争論解決に一刻も早く資するためなどの理由から、その完成を急いだためではないかと推察される。

地下図総枚数	差出年号のあるもの					年	宰判名
	宝暦	寛延	延享	寛保	元文		
35	六五四三	三二	四三二	三二	五四三二	〇九八七六五	大島
16	16	10	6	7	11	22	奥山代
22	22	7	11	4	4	〇	前山代
20	0	2	2	2	2	〇	上関
28	26	1	1	1	1	〇	熊毛
12	11	1	1	1	1	〇	都田
1	1	1	1	1	1	〇	三尾
24	0	1	1	1	1	〇	山口
26	16	1	1	1	1	〇	徳山
8	3	1	1	1	1	〇	小郡
23	15	1	1	1	1	〇	舟木
16	11	1	1	1	1	〇	吉田
11	10	1	1	1	1	〇	美津
11	6	1	1	1	1	〇	先大津
14	8	1	1	1	1	〇	当島
16	11	1	1	1	1	〇	奥阿武
21	19	1	1	1	1	〇	岩国
5	5	1	1	1	1	〇	徳山
53	40	2	7	4	2	〇	岩国
29	29	4	2	2	2	〇	徳山
14	12	2	2	2	2	〇	徳山
65	57	2	2	2	2	〇	徳山

表1 地下図分布表

※ ●は「A図」。○中の数字は枚数を表す。○<sub>5</sub>は延享五年 ○<sub>4</sub>は寛延四年を表す。

地下上申絵図の「地下図」について（山田）

以上、絵図方作成と考えられる地下図の抽出とあわせて絵図方の作業の一端にもふれてみたわけだが、このA図がすなわち、「地下図ノ闕タルハ清図ヲ以之ニ代ルモアリ」に該当するものかどうかはまだ断定し得ない。

## 二 明治期作成の「地下図」

「舊記細目」の内容をさらにみていくことにしよう。このうち地下上申絵図に関する部分は、宰判別に村ごとの地下図・清図・石高書・境目書・由来書の順でそれらの有無が一の朱印で、数量はこれをその数ほどおくことで示されている。したがって、これにより当時の残存状況を明確に把握することができよう。

ところで、これをみていくうちに妙なことに気がついた。それは山口宰判恒富村のように「地下図」欄の一の印の下に小さく墨で「新図」と記入されている村がいくつか見られるのである。この「新図」とはいったい何を意味するのだろうか。

そこでこの「新図」の記入のある村を現在の「地下上申絵図目録」で点検してみたところ、該当する村の地下図は全て欠けているのがわかった。では、これらの村の地下図は散逸してしまったのであろうか。ところが現存する恒富村の「地下上申絵図」三枚のうち「副図」を

新金村					
吉本村					
安原村					
平才村					
吉田村					
恒富村					
網田村					
平野村					
小郡宰判					
村名	地下図	清図	石高	境目	
上郷村					
下郷村					
右田村					

写真5 「舊記細目」恒富村に新図の記入がみられる

みてみると、その裏面貼紙に、明治期以降のものと思われる朱筆で「地下図無之ニ付清図ヲ以調之」と記入されているのである（写真6）。また同図を展開してみると、図柄は清図とまったく同様であるが、村名の○枠に胡粉がなく、石高や里程の記された朱枠の貼紙が絵図に黒枠で直接書き入れられ、家も「型」で示されていないなど描写は比較的雑で、明らかに薄美濃紙を用いて清図を影写したものであることがわかる。これは先にあげた「写図」とも明らかに異なったものであるが作成年代が記入されていないため、いつ頃作成されたかについては不明である。

一方、戦前の県庁文書の中に、同庁旧記編纂掛による「製図明細簿」なるものが残されている。これによると「地下絵図製調手続」とあり、その物品請入の項に、九月十五日（年代不明）に「地下絵図製調ノ分」として薄美濃紙四八枚、十月十五日に「同裏打用」として半紙百枚などを用意したことが記録されていることから、明治期以降に「地下図製調」―地下図が（新らしく）作られた―が行なわれたと考えられる。

また同記録には、それに該当する村名が表に示してあるが、それと

地下上申絵図の「地下図」について（山田）

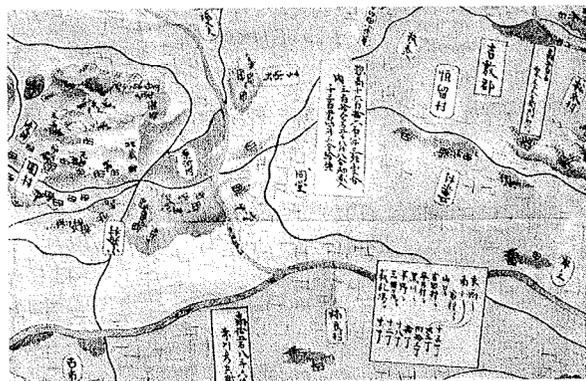


写真7 山口宰判恒富村副図

喜多郡山口宰判  
恒富村  
十六

写真6 「地下図無之ニ付清図ヲ以調之」とある

「舊記細目」に「新図」の記入のある村とを対照してみると(表2)、ほぼ完全に一致する。<sup>②</sup>一致しないものについても、副図の中に明らかに新図とみなされるものが含まれている。おそらく「新図」は作成されたものの、記入ミスがあったのではないだろうか。

このことから、「新図」とは、明治期に県庁旧記編集掛によって、清図を影写して作成され、欠損した地下図を補充したものであると考えられる。

したがって、前出の凡例中に記された「地下図、ノ、闕、タル、ハ、清図ヲ以テ、二代ルモアリ」とは、まさしくこの「新図」のことを指しているといえよう。

また、「舊記細目」の凡例の末尾に

右ニ掲ケタルモノハ明治十八年七月三十日、本廳議事堂ニ備付供天覽セシモノナリ

と記されていることから、「新図」作成は明治十八年以前と推定される。

では、なぜこのような「新図」

なるものが作られたのだろう

か。この点については、その凡

例末尾部分からも明らかかなよう

に「地下上申絵図」は「地下上

申」「風土注進案」などと共に、

明治十八年(一八八五)明治天

表2 「地下図製調」村と「新図」村の比較

宰判	村名	A	B
田	半礼村	○	○
	佐波令	○	○
	向島	○	○
	奈美村	○	○
	大崎村	○	○
	右田村	○	○
尻	直尾村	○	○
	庄方村	○	○
総地			
山口	吉田村	○	○
	榎富村	○	○
舟木	山中村	○	
	千崎村	○	○
前大	ノ瀬村	○	
前山	三瀬川村	○	
当島	唐西分	○	
	二鹿村	○	○
岩園	余田村	○	○
	天尾村	○	○
長府	伊谷村	○	○
	ノ宮村	○	
	向地吉村	○	○
	六連島村	○	
	熊野村	○	○
	島戸浦	○	○
須賀	俣田村	○	○
	綾羅木村	○	○
	竹ノ子島	○	
	東長野村	○	○

※ Aは「製図明細簿」、Bは「舊記細目」に記載のあるもの。

※ 前大は前大津、前山は前山代の略。

皇の山口県御巡幸の際、同年七月三十日県会議事堂において天覽に供されていることから、当時欠損していた地下図を補充し地下図を全て揃えることで、天覽に恥じぬようにとの配慮がなされたためとも思われるが、これは、おそらく表面的なことであり、その真意は不明なままであるが、この点の解明は、今後の課題としたい。

おわりに

以上、「舊記細目」を通して「地下図」について若干の検討を試みてみたわけだが、不十分な点も多くあり、「地下図」全体についても再度検討を要されることは避け得ないであろう。

加えて、「舊記細目」によると、明治十八年時点では、地下図四八八枚、清図三八一枚、計八六九枚であるのに対し、昭和五九年度作成の目録<sup>②</sup>では、地下図四八七枚、清図三三七二枚、計八五九枚と多少の散逸がみられるものの、写図三五枚を除く、副図一五一枚は、明治時点ではみられないため、この「副図」と称されるものの正確な位置づけや、これらがどう伝来してきたのが不明であるなど、今回、明らかにされたものを除いても、「地下上申絵図」に関する「ナゾ」は多く、その解明を今後も課題として、微力ではあるが追求していこうと考えている。

註① 毛利家文庫・叢書三七番「和智東郊座右記・坤」。

② 井上武兵衛の絵図方頭人の在任期間。毛利家文庫・譜録

い二六番「井上武兵衛親明」。山口県史編纂所収集史料八番「役人帳」十ノ下。

③ 藩政時代、この史料群がどう呼称されていたか不明であ

るが、この表現は「舊記細目」(⑨)に拠る。

④ 県庁伝来旧藩記録。

⑤ 県庁伝来旧藩記録。「地下上申」及び「同絵図」の名称に

ついては、山口県地方史学会刊「防長地下上申」一巻解説を参照されたい。

- ⑥ 前出「防長地下上申」一巻解説。
- ⑦ 県庁記録戦前A・総務四五四番「旧記録一件」中に「本県所蔵ノ舊記録ヲ」や「山口縣廳所蔵旧記圖書類ヲ委託保管ノモノヲ」といった記述がみられる。
- ⑧ 県庁記録戦前A・総務四三七番「旧記庫所蔵図書記録目録」の表題からもうかがえる。
- ⑨ 毛利家文庫・地誌五四番。原本の内容は「一村限明細絵図、同石高境目由来書、地下上申、風土注進案、土図」と示されている。
- ⑩ 県庁伝来旧藩記録「地下上申絵図」一〇六七番。
- ⑪ 前出「防長地下上申」一巻三二二頁に所載されている。
- ⑫ 県庁伝来旧藩記録「地下上申」八一四番。「防長地下上申」四巻七二六頁。
- ⑬ 県庁伝来旧藩記録「地下上申絵図」九三四番。
- ⑭ 山口県文書館研究紀要一一・広田暢久「長州藩編纂事業史（其の三）」一八頁。
- ⑮ 同八頁。
- ⑯ 昭和五〇年度作成の目録。なお昭和六〇年三月刊行の「県庁伝来旧藩記録等仮目録」中に、「地下上申絵図」の新目録が所載されている。
- ⑰ 県庁伝来旧藩記録「地下上申絵図」五二四番。
- ⑱ 明治十年代、内務省修史局の指令による「皇國地誌編修」計画に関連し、明治二二年に県庁の職制中記録課が設けられ、これに地誌・国史・旧記編纂の三係が置かれた。同年近藤清石が旧記編纂係に任ぜられている。（山口図書館叢刊第一冊・岩根保重「山口県の郷土史研究における近藤清石先生の業績」による）
- ⑲ 県庁戦前記録A・総務一六九二番。
- ⑳ これらの村の「新図」は総て作成されている。現在、当該村の「副図」中にあり。
- ㉑ 県庁戦前記録A・総務二二三番「明治一八年御巡幸記録」や、昭和九年山口県刊「明治十八年 明治天皇山口県御巡幸記」七二・七三頁に天覧に供された「図書」の目録が載っている。
- ㉒ 山口県文書館刊「県庁伝来旧藩記録等仮目録」（六〇・三）中の「地下上申絵図」目録。この目録には「新図」の注記をとり入れた。
- ㉓ 「新図」を含む。

〔付記〕 本稿の作成にあたり、些細な質問にも快く応じ、又、御教示いただいた、石川卓美氏をはじめ当館専門研究員諸氏に厚く謝意を表す次第である。